第３編　武力攻撃事態等への対処

第１章　初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

国における武力攻撃事態等の認定はないものの、事態等の認定につながる可能性のある事案に関する情報を入手した場合、さらには、武力攻撃事態等の認定は行われたものの、本県に対して国民保護対策本部設置について指定の通知がない場合においても、状況に応じて、住民の生命、身体及び財産の保護のために、初動的な体制を確保することが必要となる。

このため、市は、こうした事態において、「宇部市緊急事態連絡室」を設置し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、的確かつ迅速に国民保護措置が実施できるよう初動体制を確立する。

１　緊急事態連絡室の設置

「緊急事態連絡室」は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

（１）設置基準

Ⅰ　国において武力攻撃事態等の認定はないものの、事態等の認定につながる可能性のある事案（以下「緊急事案」という。）に関する情報を入手し、市長が緊急事態連絡室の設置が必要であると認めた場合

Ⅱ　国において事態等の認定が行われたものの、国から県を通じ、本市に対し市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合（既にⅠに該当している場合を除く。）

（２）廃止基準

Ⅰ　緊急事案が終結した場合（武力攻撃事態等の認定が行われている場合を除く。）

Ⅱ　武力攻撃事態等が終結した場合

Ⅲ　市対策本部に移行した場合

Ⅳ　その他市長が廃止することが適当と認めた場合

（３）初動措置の確保

市は、「緊急事態連絡室」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供する

とともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、国による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

（４）関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町等に対し支援を要請する。

（５）市対策本部への移行に要する調整

「緊急事態連絡室」を設置した後に国において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「緊急事態連絡室」は廃止する。

【緊急事態連絡室の構成等】

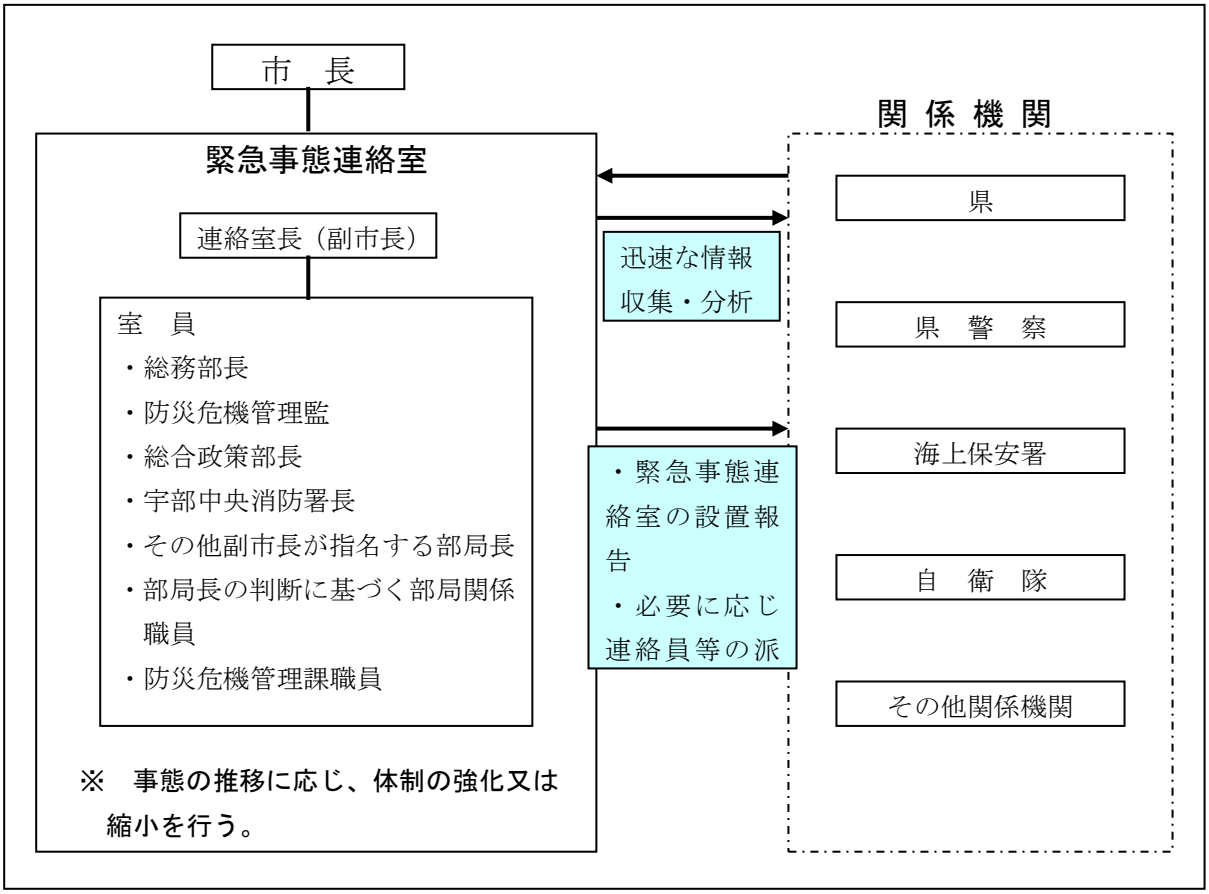

※　住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長、幹部職員に連絡するものとする。

消防局においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。

２　武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合など、武力攻撃やテロ活動に関する情報収集体制が必要な状況となった場合には、担当課による情報収集体制を立ち上げ、さらに、武力攻撃事態等の認定が行われたが本市に関して市対策本部を設置すべき指定がなかった場合等においても、緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第２章　市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

１　市対策本部の設置　（法２７条関係）

（１）市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

①　市対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

②　市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する（※事前に緊急事態連絡室を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする（前述））。

③　市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、非常連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

④　市対策本部の開設

市対策本部担当者は、市庁舎に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、ＦＡＸ、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

⑤　交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

⑥　本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設を指定する。なお、事態の状況に応じ、市長の判断により下記の順位を変更することを妨げるものではない。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

順　位	名　　称	住　　所
1	ときわ湖水ホール	宇部市大字沖宇部２５４番地
2	男女共同参画センター フォーユー	宇部市琴芝町一丁目２－５

（２）市対策本部を設置すべき市の指定の要請等　（法２６条関係）

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

（３）市対策本部の組織構成及び機能　（法２８条関係）

市対策本部の組織構成及び各部局の所掌事務は以下のとおりとする。

なお、各部局は、市対策本部に支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図るとともに、市対策本部における決定内容等を踏まえて、事務所掌に基づき措置を実施する。

【市対策本部の組織】

本部長　市　長

副本部長　副市長

本　部　員			
	会計管理者 総務部長 総合政策部 観光スポーツ文化部長 市民環境部長	健康福祉部長 こども未来部長 産業経済部長 都市政策部長 土木建設部長 北部総合支所長	教育長 教育部長 宇部中央消防署長 議会事務局長 水道局長 交通局長

事務局：防災危機管理課、広報広聴課

総務部	総務課、職員課、デジタル推進課、契約監理課、財産管理課、市民税課、資産税課、収納課
総合政策部	政策企画課、市史編さん室、移住定住推進課、行革推進課、連携共創推進課、財政課、秘書課、 広報広聴課
観光スポーツ文化部	観光交流課、ときわ公園課、スポーツ振興課、文化振興課
市民環境部	市民活動課、市民課、マイナンバーカード推進課、人権・男女共同参画推進課、環境政策課、廃棄物対策課、環境保全センター施設課、 東岐波・西岐波・厚南・原・厚東・二俣瀬・小野市民ｾﾝﾀｰ
健康福祉部	地域福祉課、生活支援課、障害福祉課、高齢者総合支援課、 健康増進課、地域医療対策室、新型コロナウイルス感染症医療対策室、保険年金課
こども未来部	こども政策課、こども支援課、保育幼稚園課
産業経済部	商工振興課、成長産業創出課、企業立地推進課、地域ブランド推進課、農業振興課、農林整備課、水産振興課、卸売市場
都市政策部	都市計画課、中心市街地活性化推進課、住宅政策課、新庁舎建設課、公園緑地課、建築指導課、営繕課
土木建設部	土木河川課、道路整備課、下水道経営課、下水道整備課、下水道施設課、地籍調査課

北部総合支所	北部地域振興課、市民生活課
出　納　室	出納室
教育委員会	教育総務課、教育施設課、学校教育課、教育支援課、学校給食課、社会教育課、人権教育課、学びの森くすのき・地域文化交流課、図書館、小・中学校
議　　会	議事総務課
選挙管理委員会	選挙課
公平委員会	事務局
監 査 委 員	監査課
農業委員会	事務局
消　防　局	総務課、情報財政課、警防課、予防課、通信指令課、宇部中央消防署、宇部西消防署
水　道　局	総務企画課、財政課、営業課、上水道整備課、浄水課、水道広域推進室
交　通　局	交通事業課

【各部局等の所掌事務】

部局等	担当課	所掌事務
総務部	防災危機管理課	1　市国民保護対策本部の設置・運営・廃止に関すること 2　国民保護に関わる県、他の市町その他関係機関との連絡調整に関すること 3　避難実施要領の策定に関すること 4　警報、避難の指示及び緊急通報の伝達等に関すること 5　国民保護措置の総合調整に関すること 6　自衛隊の派遣要請に関すること 7　国民保護措置の実施状況、被災状況その他情報のとりまとめ及び報告に関すること 8　現地対策本部の設置に関すること 9　現地調整所の設置に関すること 10 防災行政無線等通信施設の運営管理に関すること 11 特殊標章等の交付に関すること（消防職員を除く。） 12 安否情報の県への報告に関すること 13 自主防災組織の支援に関すること 14 消防団の災害活動に関すること 15 その他国民保護措置の実施に関し、他部局で対応困難な事項に関する調整に関すること
	総務課	1　防災危機管理課の行う情報収集の協力に関すること 2　自衛隊の派遣部隊との連絡に関すること 3　国民の権利利益の救済に係る手続等の総合調整に関すること 4　部内及び他部等への協力に関すること

部局等	担当課	所掌事務
	職員課	1　防災危機管理課の行う情報収集の協力に関すること 2　職員の応援動員に関すること 3　職員の派遣要請及び派遣職員等の受入れに関すること 4　職員の食料等の確保等に関すること 5　職員の健康管理に関すること 6　職員の公務災害補償等に関すること 7　被災職員の救済に関すること 8　市災害ボランティアセンターとの連絡等地域福祉課への協力に関すること
	デジタル推進課	1　庁内情報システムの保全、管理に関すること 2　局内への協力に関すること
	市民税課 資産税課 収納課	1　家屋被害の被害調査に関すること 2　被災者に対する税の減免、猶予に関すること
	契約監理課	1　部内への協力に関すること
	財産管理課	1　市有普通財産の被害調査等に関すること 2　来庁者の避難誘導、保護安全対策に関すること 3　市庁舎管理及び庁内電話に関すること 4　部内への協力に関すること
総合政策部	政策企画課	1　部内及び防災危機管理課との連絡調整に関すること 2　部内及び他部等への協力に関すること
	市史編さん室	1　部内への協力に関すること
	移住定住推進課	1　部内への協力に関すること
	行革推進課	1　部内への協力に関すること
	連携共創推進課	1　部内への協力に関すること
	財政課	1　国民保護措置等に必要な財政措置に関すること
	秘書課	1　本部長、副本部長の秘書に関すること 2　市長の対外事務に関すること 3　市長会との連絡に関すること 4　災害視察者、見舞者の接遇に関すること
	広報広聴課	1　報道機関との連絡調整に関すること 2　対策本部事務局に関すること 3　国民保護措置及び武力攻撃災害に関する広報及び広聴活動に関すること 4　国民保護措置及び武力攻撃災害の記録に関すること 5　国民保護措置及び武力攻撃災害に関する市民相談に関すること
観光スポーツ文化部	観光交流課	1　部内及び防災危機管理課との連絡調整に関すること 2　要配慮者（外国人）に関すること 3　山口宇部空港との連絡調整に関すること

部局等	担当課	所掌事務
	ときわ公園課	1　ときわ公園の安全対策に関すること
	スポーツ振興課	1　体育施設の被害調査等に関すること 2　陸上輸送拠点に関すること
	文化振興課	1　文化施設の被害調査等に関すること 2　被害彫刻の保護、修復に関すること
市民環境部	市民活動課	1　部内及び防災危機管理課との連絡調整に関すること 2　市民・ふれあいセンターの動員に関すること 3　各ふれあいセンター（船木・万倉及び吉部を除く）管内の国民保護措置及び武力攻撃災害情報に関すること 4　安否情報の収集、とりまとめに関すること
	市民課	1　安否情報の照会の受付、回答に関すること 2　埋火葬に係る諸手続きに関すること
	マイナンバーカード推進課	1　部内への協力に関すること
	人権・男女共同参画推進課	1　環境改善施設の被害調査等に関すること 2　部内への協力に関すること
	環境政策課	1　環境被害への対策に関すること 2　遺体収容、埋火葬に関すること 3　仮設トイレ対策の応援に関すること
	廃棄物対策課	1　一般廃棄物の収集・運搬に関すること
	環境保全センター施設課	1　清掃施設の被害調査等に関すること 2　汚物取扱業者の応援作業に関すること
	東岐波・西岐波・厚南・原・厚東・二俣瀬・小野市民センター	1　各センター管内の国民保護措置及び武力攻撃災害情報に関すること 2　安否情報の照会の受付、回答に関すること 3　罹災届出証明書に関すること
健康福祉部	地域福祉課	1　部内及び防災危機管理課との連絡調整に関すること 2　救援物資に関すること 3　避難施設の開設、運営に関すること 4　日本赤十字社との連絡に関すること 5　市災害ボランティアセンターとの連絡に関すること 6　被災地における民生安定に関すること 7　社会福祉施設の被害調査等に関すること 8　罹災証明書に関すること
	生活支援課	1　被災した生活保護者等の保護に関すること 2　部内への協力に関すること
	障害福祉課	1　障害者世帯等の保護に関すること 2　障害福祉施設の被害調査等に関すること 3　要配慮者（障害者）に関すること 4　部内への協力に関すること

部局等	担当課	所掌事務
	高齢者総合支援課	1　高齢者世帯等の保護に関すること 2　老人福祉施設の被害調査等に関すること 3　要配慮者（高齢者）に関すること 4　介護保険施設の被害調査等に関すること 5　部内への協力に関すること
	健康増進課	1　保健福祉専門職の活動調整に関すること 2　宇部健康福祉センターとの連絡に関すること 3　防疫に関すること 4　部内への協力に関すること
	地域医療対策室	1　救護所・応急医療に関すること 2　災害救助法による医療に関すること 3　医療機関との連絡に関すること 4　部内への協力に関すること 5　災害救助法による助産に関すること
	新型コロナウイルス感染症医療対策室	1　部内への協力に関すること
	保険年金課	1　罹災者に対する保険料の減免等に関すること 2　部内への協力に関すること
こども未来部	こども政策課	1　部内及び他部等への協力に関すること
	こども支援課	1　要配慮者（乳幼児、妊婦等）に関すること 2　部内への協力に関すること
	保育幼稚園課	1　保育園、幼稚園との連絡調整に関すること 2　要配慮者（乳幼児）に関すること 3　部内への協力に関すること
産業経済部	商工振興課	1　部内及び防災危機管理課との連絡調整に関すること 2　商業施設の被害調査等に関すること 3　工業施設の被害調査に関すること 4　罹災商工業者に対する金融相談に関すること 5　中小企業の被害調査等に関すること 6　港湾及び海岸の被害調査等に関すること 7　港湾施設の斡旋等に関すること
	成長産業創出課	1　部内への協力に関すること
	企業立地推進課	1　部内への協力に関すること
	地域ブランド推進課	1　部内への協力に関すること
	農業振興課	1　部内への協力に関すること

部局等	担当課	所掌事務
	農林整備課	1　農林関係の被害調査等に関すること 2　山地災害危険地区の調査等に関すること 3　応急農林業対策に関すること 4　農林業の災害融資に関すること 5　危険ため池等の調査等に関すること 6　地すべり防止区域の調査等に関すること 7　農地、農業用施設等の被害調査及び応急復旧に関すること 8　部内への協力に関すること
	水産振興課	1　水産関係の被害調査等に関すること 2　漁港施設及び漁港海岸保全施設の被害調査等に関すること 3　応急水産業対策に関すること 4　漁港施設の斡旋に関すること 5　水産業の災害融資に関すること 6　部内への協力に関すること
	卸売市場	1　生鮮食料品の確保及び集荷対策に関すること 2　市場施設等の被害調査に関すること
都市整備部	都市計画課	1　部内及び防災危機管理課との連絡調整に関すること 2　被災地の復興計画の作成に関すること 3　所管工事の災害応急対策に関すること
	中心市街地活性化推進課	1　部内への協力に関すること
	住宅政策課	1　被災者への公営住宅の提供等に関すること 2　市営住宅の被害調査等に関すること 3　危険家屋移転促進に関すること 4　応急仮設住宅の建設に関すること
	新庁舎建設課	1　所管工事の災害応急対策に関すること 2　部内への協力に関すること
	公園緑地課	1　公園、街路樹等の被害調査等に関すること 2　都市公園等の安全対策に関すること
	建築指導課	1　住宅修理等の災害復興融資に関すること 2　住宅政策課への協力に関すること
	営繕課	1　応急仮設住宅の建設の協力に関すること 2　市有施設の点検及び支援に関すること

部局等	担当課	所掌事務
土木建設部	土木河川課	1　部内及び防災危機管理課との連絡調整に関すること 2　防災関係機関との連絡調整に関すること 3　港湾及び海岸の被害調査等に関すること 4　地すべり防止区域の調査等に関すること 5　急傾斜地崩壊危険区域の調査等に関すること 6　港湾施設の斡旋等に関すること 7　土砂災害の応急対策等に関すること 8　砂防、土石流等に係る被害調査等に関すること 9　河川の被害情報等に関すること 10 浸水状況の把握及び報告に関すること 11 河川に係る応急対策等に関すること
	道路整備課	1　道路、橋梁等の被害情報等に関すること 2　通行止めの措置及び報告に関すること 3　緊急輸送道路の確保に関すること
	下水道経営課	1　部内への協力に関すること 2　部内及び防災危機管理課との連絡調整に関すること 3　下水道の被害情報等に関すること
	下水道整備課	1　浸水状況の把握及び報告に関すること 2　下水道施設等の被害調査等に関すること
	下水道施設課	1　下水道施設及びポンプ場に関すること 2　終末処理等の被害調査等に関すること
	地籍調査課	1　部内への協力に関すること
北部総合支所	北部地域振興課	1　防災危機管理課との連絡調整に関すること 2　災害情報に関すること 3　今富ダム放流の通報連絡に関すること
	市民生活課	1　船木、万倉及び吉部の各ふれあいセンター管内の災害情報に関すること 2　罹災証明書に関すること 3　所内への協力に関すること
出納室	出納室	1　災害関係経費の出納に関すること 2　災害義援金の募集、受付に関すること 3　他部への協力に関すること
教育委員会	教育総務課	1　部内及び防災危機管理課との連絡調整に関すること 2　教育関係義援金品の受付、配布に関すること 3　教育関係の被害調査等に関すること
	教育施設課	1　教育関係施設の被害調査に関すること 2　教育関係施設の安全対策に関すること

部局等	担当課	所掌事務
	学校教育課 教育支援課	1　児童、生徒の避難対策に関すること 2　国民保護措置の応急教育対策に関すること 3　罹災児童等への学用品の配布に関すること 4　県費支弁職員の公務災害等に関すること 5　学校の衛生管理等に関すること 6　学校における避難者への協力に関すること 7　私立学校との連絡調整に関すること 8　要配慮者（児童、生徒）に関すること
	社会教育課 人権教育課	1　当該課等の災害対策に関すること 2　部内への協力に関すること
	学校給食課	1　学校給食施設の被害調査等に関すること 2　学校給食施設の使用協力に関すること
	学びの森くすのき・地域文化交流課	1　被災文化財の保護、修復に関すること 2　部内への協力に関すること
	図書館 小・中学校	1　当該課等の災害対策に関すること 2　部内への協力に関すること
議会 選挙管理委員会 公平委員会 監査委員 農業委員会	議事総務課 選挙課 事務局 監査課 事務局	1　災害時における特命事項に関すること 2　他部等への協力に関すること
水道局	総務企画課 財政課	1　水道関係の被害状況のとりまとめについて 2　局内及び防災危機管理課との連絡調整に関すること 3　上下水道災害の広報活動に関すること
	営業課	1　応急の水道対策に関すること 2　緊急給水及び給水方法に関すること
	上水道整備課	1　水道の被害防止及び復旧に関すること
	浄水課	1　災害時の給水の確保に関すること 2　浄水場、配水池等の被害調査等に関すること
交通局	交通事業課	1　局内及び防災危機管理課との連絡調整に関すること 2　避難者及び罹災者の輸送に関すること

（4）市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

（５）市現地対策本部の設置

市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

（６）現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安署、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の組織編成例】

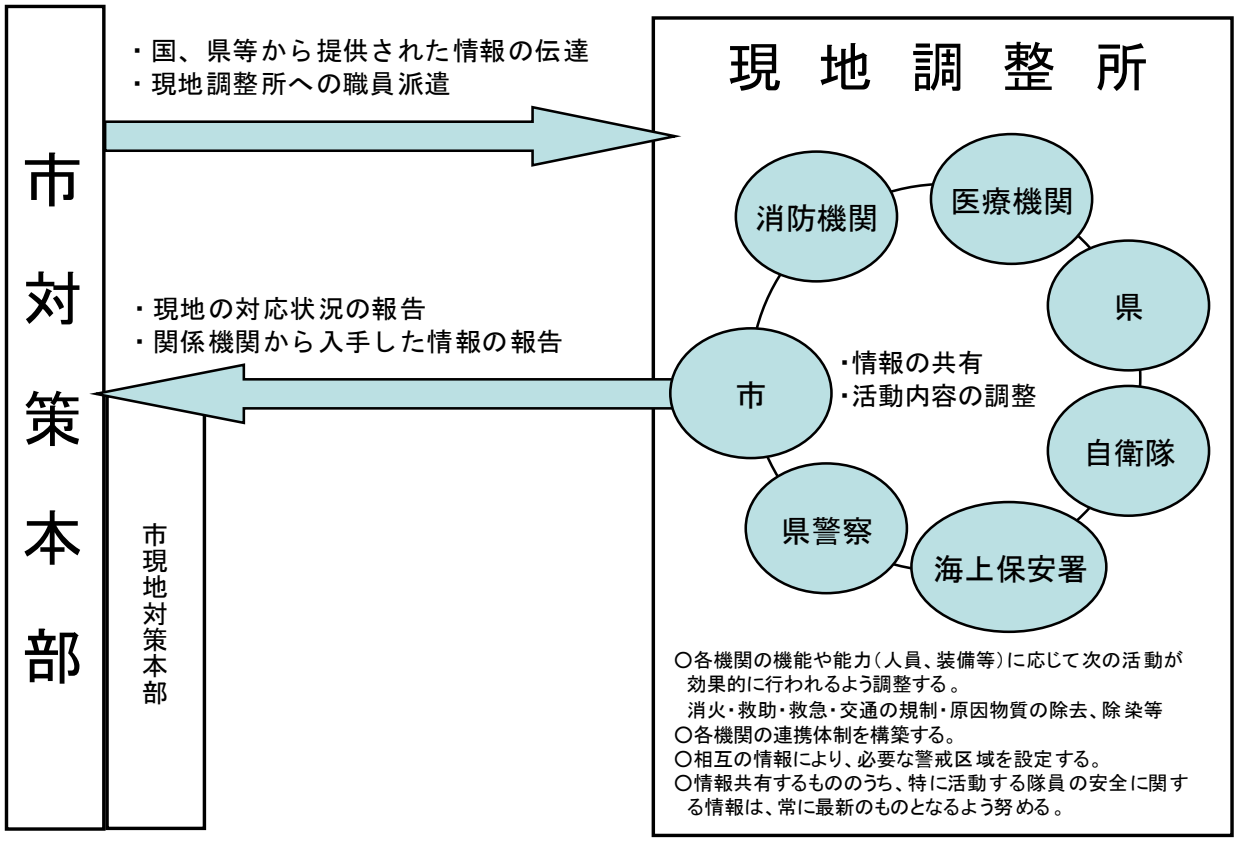

※【現地調整所の性格について】

① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。）。

② 現地調整所は、事態発生の現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。

③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。

現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。

④ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させることが必要である（このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、市

は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である。）。

（７）市対策本部長の権限　（法２９条関係）

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

①　市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

②　県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に関係する機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③　情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④　国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

⑤　市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

（８）市対策本部の廃止　（法３０条関係）

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

２　通信の確保

（１）情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、防災用移動系無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、ＬＧＷＡＮ（総合行政ネットワーク）、同報系無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

（２）情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設

の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに県を通じて総務省にその状況を連絡する。

（３）通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第３章　関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

１　国・県の対策本部との連携

（１）国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

（２）国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

２　知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等　（法２９条関係）

（１）知事等への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

（２）知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

（３）指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や

活動内容等をできる限り明らかにする。

３　自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等　（法２０条関係）

（１）市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて本市を担当区域とする地方協力本部長又は市の国民保護協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあっては本市を担当区域とする方面総監、海上自衛隊にあっては本市を警備区域とする地方総監、航空自衛隊にあっては本市を担当区域とする航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。

（２）市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第 78 条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第 81 条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

４　他の市町に対する応援の要求、事務の委託

（１）他の市町への応援の要求　（法１７条関係）

①　市は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町に対して応援を求める。

②　応援を求める市町との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

（２）県への応援の要求　（法１８条関係）

市は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

（３）事務の一部の委託　（法１９条関係）

①　市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

・　委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
・　委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

②　他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5　指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請　（法１５１条～１５３条）

（１）市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

（２）市は、（１）の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、（１）の職員の派遣について、あっせんを求める。

6　市の行う応援等

（１）他の市町に対して行う応援等　（法１７条、１９条関係）

①　市は、他の市町から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

②　他の市町から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

（２）指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等　（法２１条関係）

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7　ボランティア団体等に対する支援等　（法４条関係）

（１）自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

（２）ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する

必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難施設等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

（３）民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難施設への配送等の体制の整備等を図る。

８　住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

○　避難住民の誘導　（法７０条関係）

○　避難住民等の救援　（法８０条関係）

○　消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置（法１１５条関係）

○　保健衛生の確保　（法１２３条関係）

第４章　警報及び避難の指示等

第１　警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

１　警報の内容の伝達等　（法４７条関係）

（１）警報の内容の伝達

①　市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団、自治会、市社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会、青年会議所、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

（２）警報の内容の通知

①　市は、市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、上下水道局など）に対し、警報の内容を通知する。

②　市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ（http：//www.city.ube.yamaguchi.jp/）に警報の内容を掲載する。

※　市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、下記のとおり。

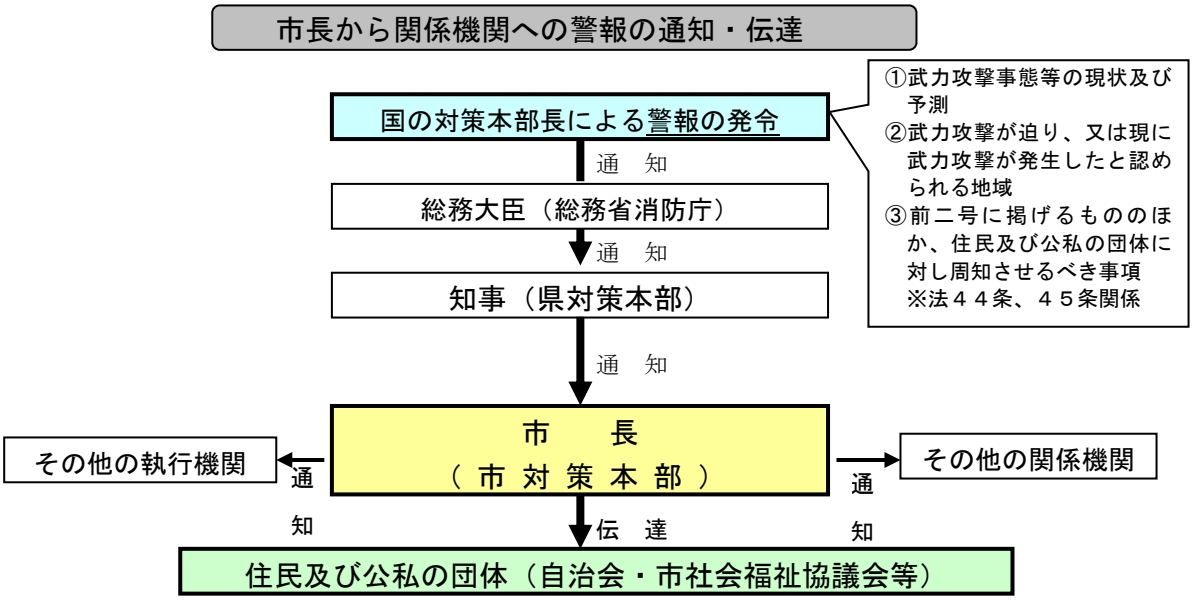

２　警報の内容の伝達方法　（法４７条関係）

（１）警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム(Em-net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。

①「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

②「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

ア　この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

イ　なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

※全国瞬時警報システム(J-ALERT)によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム(Em-net)によって伝達された情報をホームページで記載する等により、周知を図る。

（２）市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防局は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配意する。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

（３）警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

（４）警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

３　緊急通報の伝達及び通知　（法１００条関係）

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

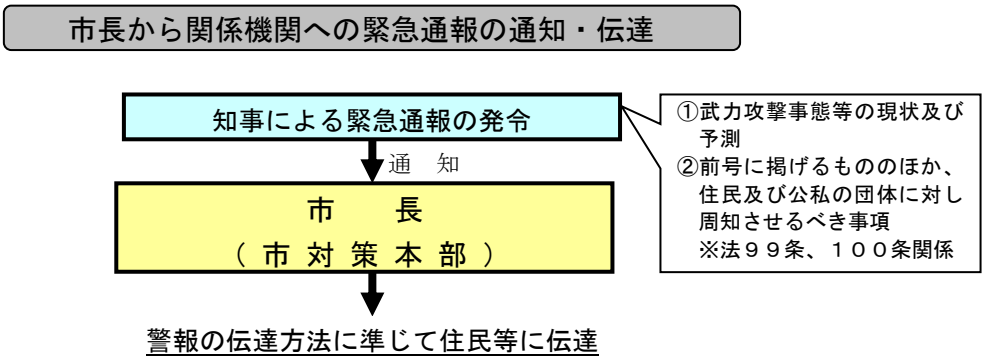

第２　避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

１　避難の指示の通知・伝達　（法５４条関係）

（１）市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。

（２）市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

※　避難の指示の流れについては下図のとおり。

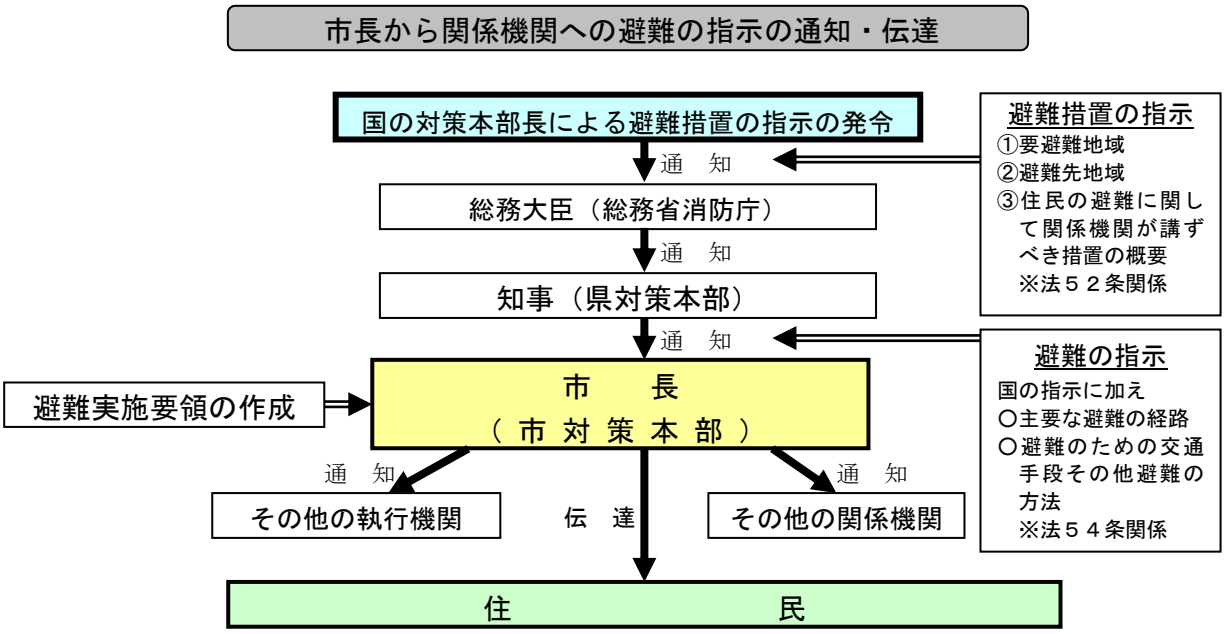

２　避難実施要領の策定　（法６１条関係）

（１）避難実施要領の策定

市長は、避難指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安署、自衛隊等の関係機関の意見を聞いた上で、迅速に避難実施要領を作成する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

※【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- その他避難の実施に関し必要な事項

（２）避難実施要領に記載する項目

市長は、上記法定事項及び県国民保護計画に基づき、原則、次に掲げる項目を避難実施要領において定める。

ただし、緊急の場合には、事態の状況等を踏まえて、当初は法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容で作成するなど柔軟に対応する。

① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
② 避難先
③ 一時集合場所及び集合方法
④ 集合時間
⑤ 集合に当たっての留意事項
⑥ 避難の手段及び避難の経路
⑦ 市職員、消防職団員の配置等
⑧ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応
⑨ 要避難地域における残留者の確認
⑩ 避難誘導中の食料等の支援
⑪ 避難住民の携行品、服装
⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

（３）避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

① 避難の指示の内容の確認
（地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態）

② 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）
（特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案）
③ 避難住民の概数把握
④ 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））
⑤ 輸送手段の確保の調整（※ 輸送手段が必要な場合）
（県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定）
⑥ 要支援者の避難方法の決定（避難行動要支援者名簿の活用、避難行動要支援者支援班の設置）
⑦ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）
⑧ 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
⑨ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）
⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

（４）国の対策本部長による利用指針の調整

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第６条第３項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第６条第４項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

（５）避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、警察署長、海上保安署長及び自衛隊地方協力部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

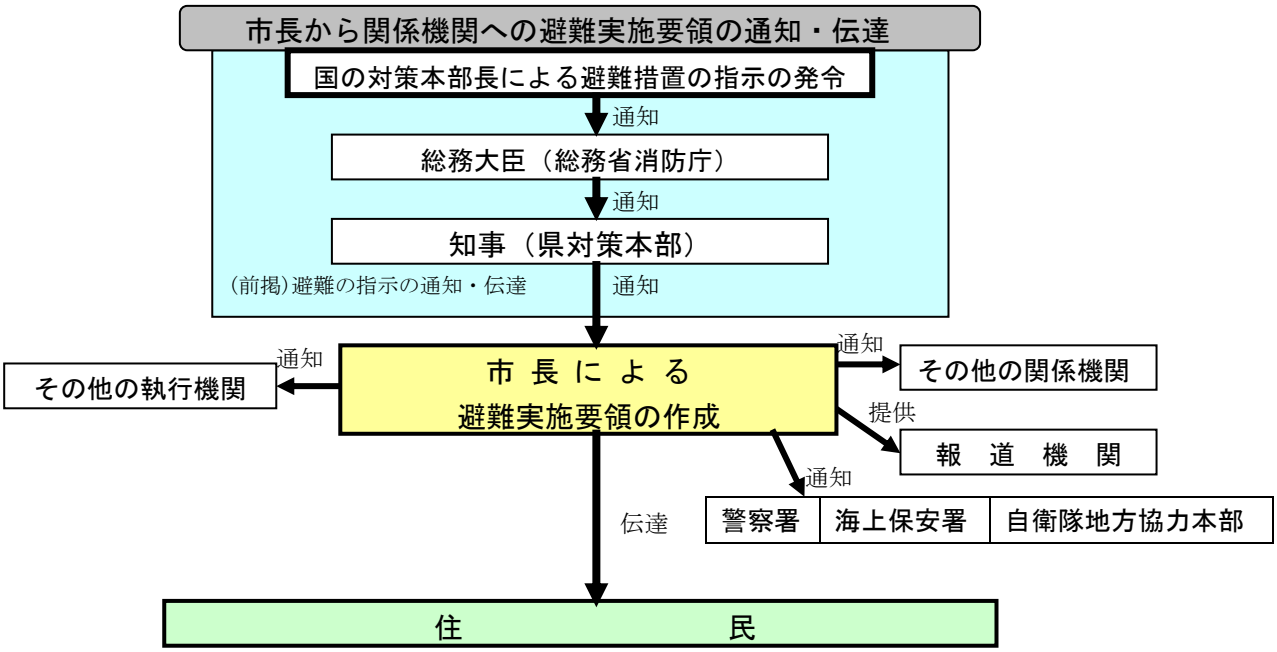

3　避難住民の誘導　（法６２条関係）

（１）市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる（特に、都市部等の人的関係が希薄な地域や昼間人口が多い地域では、重要である。）。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

（２）消防機関の活動

消防局及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消防局及び消防署と協力し、自主防災組織、自治会等と連携して避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

（３）避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長（以下、「警察署長等」という。）に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

（４）自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

（５）誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

（６）高齢者、障害者等への配慮

市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、市社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする（「避難行動要支援者名簿」を活用しながら対応を行う。その際、民生委員と市社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）。

（ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。）

（７）残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

（８）避難施設等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難施設等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

（９）動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成１７年８月３１日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

・　危険動物等の逸走対策
・　要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(10) 通行禁止措置の周知

市は、その管理に係る道路について、通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(11) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(12) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(13) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

(14) 大規模集客施設等における避難

市は大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

４　武力攻撃の類型に応じた避難誘導の留意事項

（１）弾道ミサイル攻撃の場合

①　弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令され

たときは、住民は屋内に避難することが基本である。
（実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難することとなる。）

② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

（弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ）

ア 国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示

国の対策本部長 ［警報の発令、避難措置の指示］
↓ （その他、記者会見等による国民への情報提供）
知 事 ［避難の指示］
↓
市 長 ［避難実施要領の策定］

イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。
このため、市町は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市町に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。
また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

（２）ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国の対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。
なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安署及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶお

それがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

③　以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安署、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

○　避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

○　昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、消防機関、県警察、海上保安署、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

※　ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中枢、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

（３）着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

５　基本的な避難の類型

住民の避難は、武力攻撃の類型や事態の推移、時間的余裕、さらには、被害の状況等に応じ、屋内などへの一時避難、市内の避難施設への避難、より広域的な避難など、多様な形態で実施することになるが、基本的な避難の類型と方法は、以下のとおりとする。

（1）屋内避難

○　避難方法　　徒歩を原則とし、できるだけ速やかに、屋内に避難する。その後、事態の推移、被害の状況等によっては、他の安全な地域に避難する。

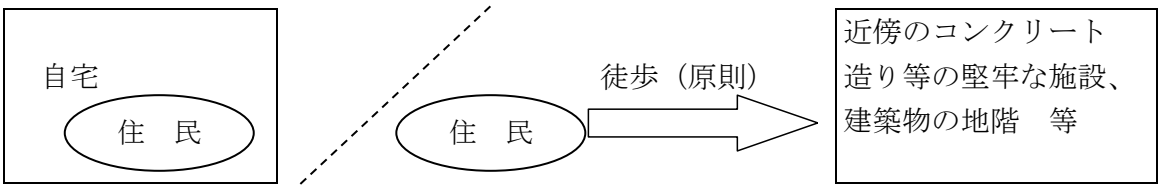

（2）市内避難

○　避難方法　　徒歩を原則とする。ただし、次の場合は、バス等の借上げ車両（登録自家用車を含む。）及び公用車（これらの車両を以下「借上げ車両等」という。）又は、自家用車を補完的に使用する。

ア　徒歩による避難が困難である要配慮者の避難
イ　半島、中山間地域などで公共交通機関が限られている地域等の住民の避難

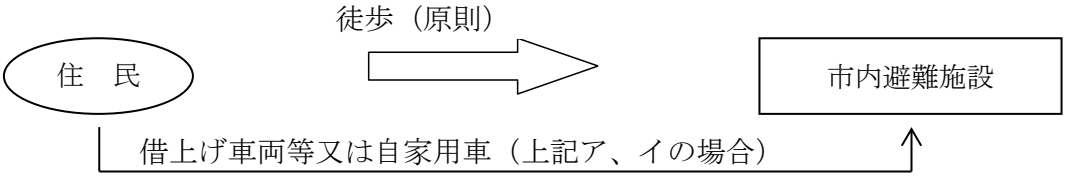

（3）県内避難

○　避難方法　・　市内避難施設への避難は市内避難のとおり。
・　市内避難施設から県内の避難施設までは、借上げ車両等を使用する。

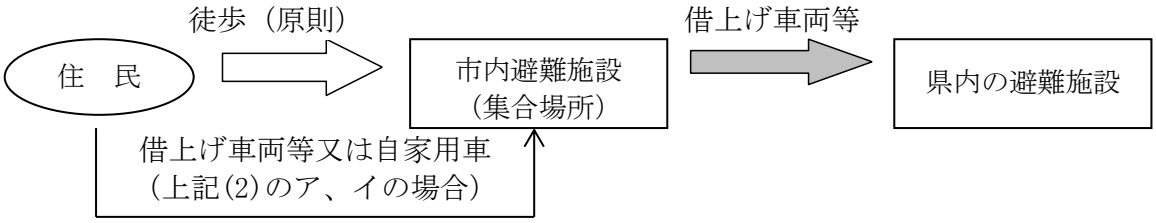

（4）県外避難

○　避難方法　・　市内避難施設への避難は市内避難のとおり。
・　市内避難施設から県外の避難施設までは、借上げ車両等を使用する。

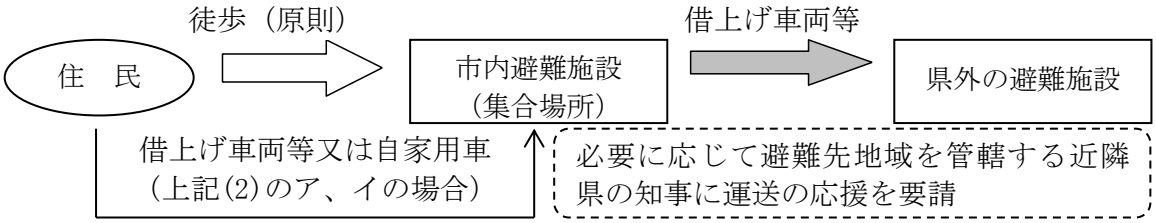

６　市の特性に応じた避難の方法

（１）石油コンビナート等に係る武力攻撃災害が発生又は発生のおそれがある場合の周辺住民の避難

①　宇部・小野田地区石油コンビナート等特別防災区域内で武力攻撃災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、基本的に「山口県石油コンビナート等防災計画」に基づき、市長による避難の指示又は勧告により避難する。

②　国から避難措置の指示があった場合は、知事による避難の指示により避難する。

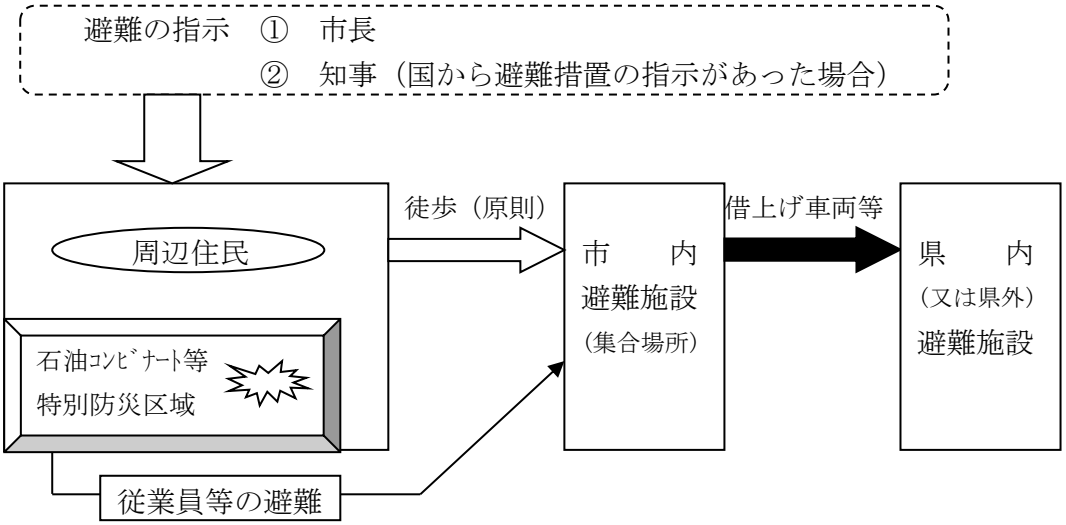

（２）山口宇部空港に係る武力攻撃災害が発生又は発生のおそれがある場合の周辺住民等の避難

①　山口宇部空港内及びその周辺で武力攻撃災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、基本的に「地域防災計画（火災・事故災害対策編）」に基づき、市長による避難の指示又は勧告により避難する。

②　国からの避難措置の指示があった場合、知事による避難の指示により避難する。

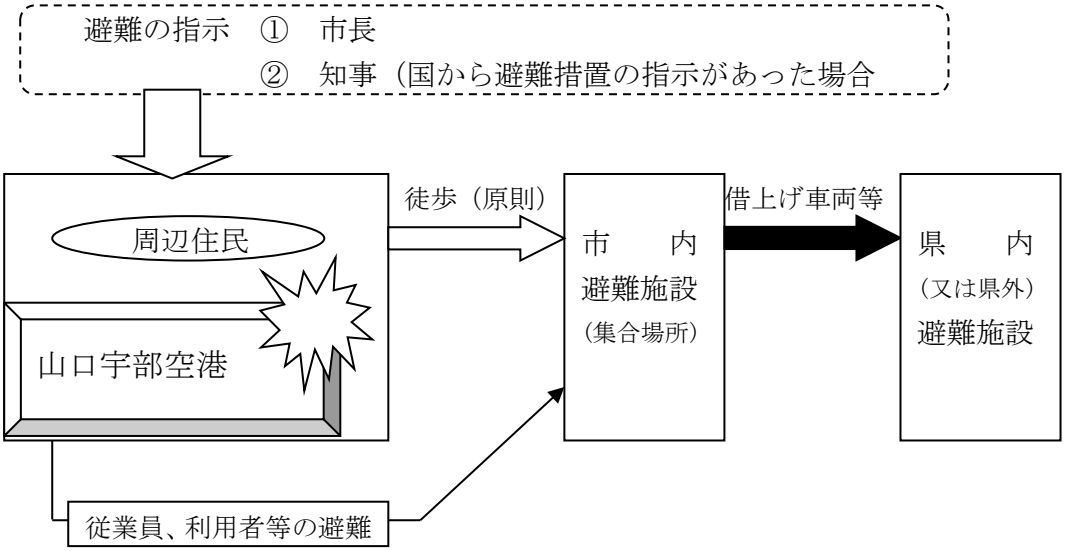

第５章　救援

市は、県から救援の事務の委任を受けた場合、その実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

１　救援の実施　（法７６条関係）

（１）救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

①　収容施設の供与
②　食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
③　医療の提供及び助産
④　被災者の捜索及び救出
⑤　埋葬及び火葬
⑥　電話その他の通信設備の提供
⑦　武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
⑧　学用品の給与
⑨　死体の捜索及び処理
⑩　武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

（２）救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

（３）着上陸侵攻への対応

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行う。

２　関係機関との連携

（１）県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

（２）他の市町との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したとき

は、知事に対し、県内の他の市町との調整を行うよう要請する。

（３）日本赤十字社との連携　（法７７条関係）

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

（４）緊急物資の運送の求め　（法７９条関係）

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

３　救援の内容　（法７５条関係）

（１）救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成２５年内閣府省告示第２２９号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

（２）救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、ＮＢＣ攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

第６章　安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

※　安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、下記のとおりである。

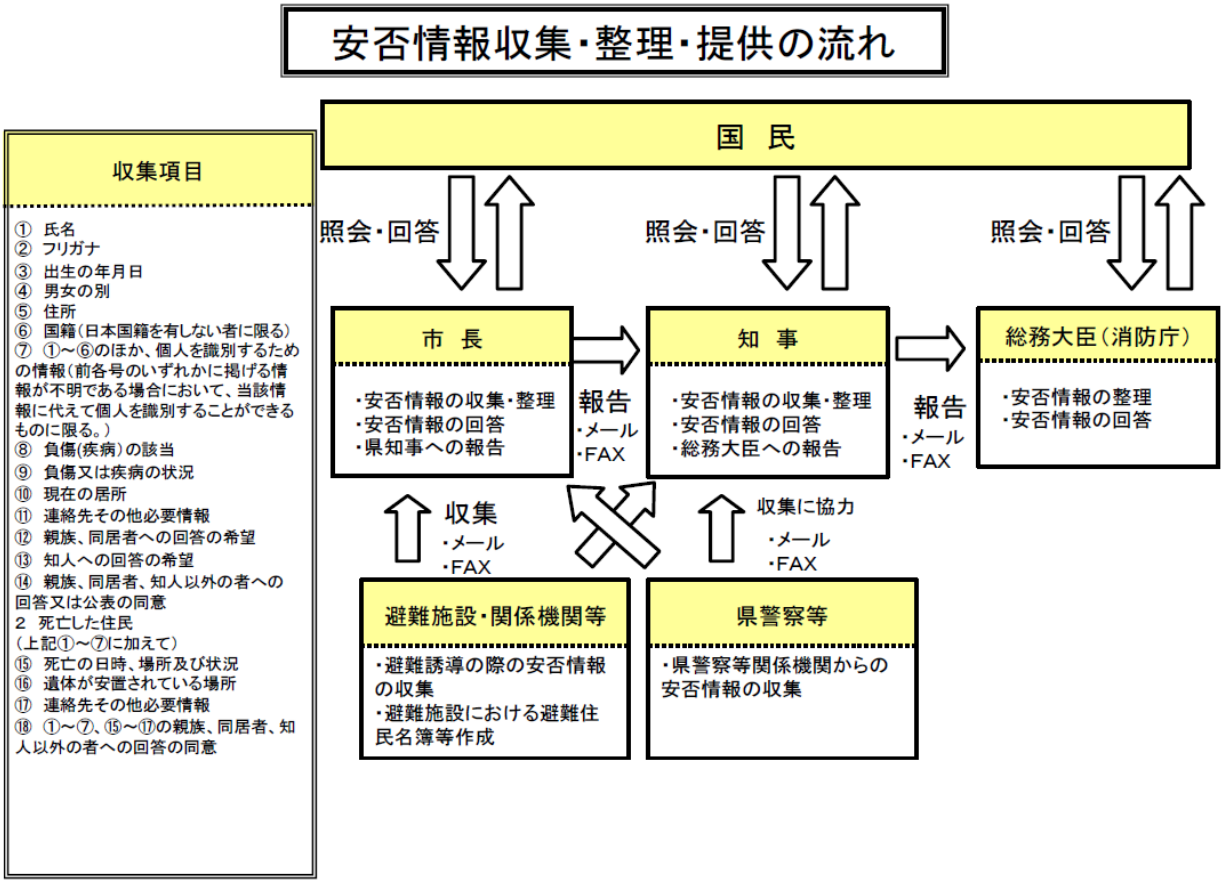

１　安否情報の収集　（法９４条関係）

（１）安否情報の収集

市は、避難施設において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

安否情報の収集に当たっては、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民について安否情報省令第１条に規定する様式第１号を、武力攻撃災害により死亡した住民については同様式第２号を用いて行う。

また、安否情報の収集は、避難施設において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

（２）安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

（３）安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

２　県に対する報告　（法９４条関係）

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第２条に規定する様式第３号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

３　安否情報の照会に対する回答　（法９５条関係）

（１）安否情報の照会の受付

①　市は、安否情報の照会窓口、電話及びＦＡＸ番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

②　住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口に、安否情報省令第３条に規定する様式第４号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

③　窓口以外から照会があった場合には、照会者の住所、氏名、生年月日及び性別について、照会者の居住市町村が保有する住民基本台帳と照合すること等により、本人確認を行うこととする。

（２）安否情報の回答

①　市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、原則として被照会者の同意に基づき、安否情報省令第４条に規定する様式第５号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

②　市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第５号により回答する。

③　市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

（３）個人の情報の保護への配慮

①　安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

②　安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

４　日本赤十字社に対する協力　（法９６条関係）

市は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、３（２）（３）と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第７章　武力攻撃災害への対処

第１　武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

１　武力攻撃災害への対処の基本的考え方

（１）武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

（２）知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、ＮＢＣ攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

（３）対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

２　武力攻撃災害の兆候の通報　（法９８条関係）

（１）市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

（２）知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第２　応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

１　退避の指示　（法１１２条関係）

（１）退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて、又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

①　屋内退避の指示

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

ア　ＮＢＣ攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき

イ　敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

②　屋外退避の指示

市長は、住民等が、屋内に留まるよりも、速やかに移動した方がより危険が少ないと考えられるときは、「屋外への退避（避難施設等への退避）」を指示する。「屋外への退避の指示」は、次のような場合などに行うものとする。

ア　駅や大規模集客施設、地下街などの施設の中で、ＮＢＣ攻撃やテロと判断されるような事態が発生した場合で、屋内においては汚染され、生命、身体に危険が及ぶと判断されるとき

（２）退避の指示に伴う措置等

①　市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

②　市長は、知事又は警察官等から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

（３）安全の確保等

①　市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び海上保安署と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

②　市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、海上保安署、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

③　市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

２　事前措置　（法１１１条関係）

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害の拡大を防止するため、

緊急の必要があると認めるときは、危険物の入った大量のドラム缶など、武力攻撃災害を拡大させるおそれがある設備や物件の所有者等に対して、当該設備等の除去、保安、使用の停止等の措置を行うことを指示する。

３　警戒区域の設定　（法１１４条関係）

（１）警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

（２）警戒区域の設定に伴う措置等

①　市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、海上保安署、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

ＮＢＣ攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

②　市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

③　警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安署、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速

に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

④　市長は、知事又は警察官等から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

（３）安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

４　応急公用負担等　（法１１３条）

（１）市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

（２）応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

①　他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

②　武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

５　消防に関する措置等

（１）市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

（２）消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防局及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が

保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

（３）消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

（４）緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、（３）による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画並びに緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱及び緊急消防援助隊の運用に関する要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

（５）消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

（６）消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

（７）医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

（８）安全の確保

① 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないよう、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

② その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、海上保安署、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

③ 市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

④　消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防長又は消防署長の所轄の下に、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

⑤　市長及び消防長は、特に現場で活動する消防職団員に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第３　生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

１　生活関連等施設の安全確保　（法１０２条関係）

（１）生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

（２）消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

（３）市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、海上保安署、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

２　危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除　（法１０３条関係）

（１）危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

※　危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

【対象】

①　消防局等所在市の区域に設置される消防法第２条第７項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防局等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第２９条）

②　毒物及び劇物取締法第２条第１項の毒物及び同上第２項の劇物（同法第３条第３項の毒物劇物営業者、同法第３条の２第１項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）を毒物及び劇物取締法第４条第１項の登録を受けた者が取り扱うもの（地域保健法第５条第１項の政令により市又は特別区が登録の権限を有する場合）

【措置】

①　危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第１２条の３、毒物劇物については、国民保護法第１０３条第３項第１号）

②　危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第１０３条第３項第２号）

③　危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第１０３条第３項第３号）

（２）警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、【措置】の①から③を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

３　石油コンビナート等に係る武力攻撃災害への対処　（法１０４条関係））

（１）市は、武力攻撃災害に伴って発生した宇部・小野田地区石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の対処については、石油コンビナート等災害防止法の規定が適用されることから、同法に定める措置を行うことを基本とする。このため、運用は「山口県石油コンビナート等防災計画」の定めによる。

なお、当該計画で定める災害応急措置等に関連して、法第１０４条により読み替えた石油コンビナート等災害防止法の関係条文は、次のとおりである。

（異常現象の通報義務）

第２３条　特定事業所においてその事業の実施を総括管理する者は、当該特定事業所における出火、石油等の漏洩その他の異常な現象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに、**石油コンビナート等防災計画（特定事業者が指定公共機関又は指定地方公共機関である場合にあっては、その国民の保護に関する業務計画及び石油コンビナート等防災計画）**の定めるところにより、その旨を消防署又は市町村長の指定する場所に通報しなければならない。

２　消防署長又は市町村長は、前項の通報を受けた場合には、直ちに、**当該市町村の国民の保護に関する計画及び石油コンビナート等防災計画**の定めるところにより、その旨を、**都道府県知事、石油コンビナート等防災本部**、警察署、海上保安部その他の関係機関に通報しなければならない。

（自衛防災組織等の災害応急措置）

第２４条　特定事業者は、その特定事業所において前条第１項に規定する異常な現象が発生したときは、直ちに、防災規程、共同防災規程及び**石油コンビナート等防災計画（特定事業者が指定公共機関又は指定地方公共機関である場合にあっては、その国民の保護に関する業務計画及び石油コンビナート等防災計画）**の定めるところにより、当該特定事業所の自衛防災組織及び共同防災組織に災害の発生又は拡大の防止のために必要な措置を行わせなければならない。

２　前項の特定事業者が所在する特別防災区域の他の特定事業者は、**石油コンビナート等防災計画（特定事業者が指定公共機関又は指定地方公共機関である場合にあっては、その国民の保護に関する業務計画及び石油コンビナート等防災計画）**の定めるところにより、その特定事業者の自衛防災組織を派遣するなど同項の特定事業所における災害の拡大の防止に協力しなければならない。

（災害応急措置の概要等の報告）

第２６条　特定地方行政機関（国家行政組織法（昭和２３年法律第１２０号）第９条に規定する国の行政機関の地方支分局その他国の地方行政機関で、政令で定めるものをいう。以下同じ。）の長、都道府県知事、市町村長、特定事業者その他法令の規定により特別防災区域に係る災害の発生又は拡大を防止するために必要な措置を実施する責任を有する者は、発生した災害の状況及びその実施した措置の概要について、**それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画及び石油コンビナート等防災計画**の定めるところにより、**都道府県知事及び石油コンビナート等防災本部**に逐次報告しなければならない。

（２）石油コンビナート等は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、石油コンビナート等災害防止法に基づく対処に加えて、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等に関する措置もあわせて講ずる。

第４　ＮＢＣ攻撃による災害への対処

市は、ＮＢＣ攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずることとし、対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

１　ＮＢＣ攻撃による災害への対処　（法１０７条、１０８条関係）

市は、ＮＢＣ攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対処を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

（１）応急措置の実施

市長は、ＮＢＣ攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

（２）国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

（３）関係機関との連携

市長は、ＮＢＣ攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、海上保安署、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し、又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

（４）汚染原因に応じた対応

市は、ＮＢＣ攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

①　核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、保健所は、県警察等の関係機関と連携して、消毒等の措置を行う。

③ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

※【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、市の国民保護担当部署においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

（５）市長の権限

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

法第108条第1項	対 象 物 件 等	措　　置
１号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・ 移動の制限 ・ 移動の禁止 ・ 廃棄
２号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・ 使用の制限又は禁止 ・ 給水の制限又は禁止
３号	死体	・ 移動の制限 ・ 移動の禁止
４号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・ 廃棄
５号	建物	・ 立入りの制限 ・ 立入りの禁止 ・ 封鎖
６号	場所	・ 交通の制限 ・ 交通の遮断

市長は、上記表中の第１号から第４号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第５号及び第６号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第５号及び第６号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

（６）要員の安全の確保

市長は、ＮＢＣ攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第８章　被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

被災情報の収集及び報告　（法１２６条、法１２７条関係）

①　市は、電話、防災用移動系無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

②　市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察、海上保安署との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。

③　市は、被災情報の報告に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和５９年１０月１５日付け消防災第２６７号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、ＦＡＸ等により直ちに被災情報の第１報を報告する。

④　市は、第１報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、ＦＡＸ等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第９章　保健衛生の確保その他の措置

市は、避難施設等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

１　保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

（１）保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

（２）防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

（３）食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

（４）飲料水衛生確保対策

①　市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

②　市は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

③　市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

（５）栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

２　廃棄物の処理

（１）廃棄物処理の特例　（法１２４条関係）

①　市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

②　市は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

（２）廃棄物処理対策

①　市は、地域防災計画の定めに準じて廃棄物処理体制を整備する。

②　市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市町との応援等にかかる要請を行う。

第１０章　国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

１　生活関連物資等の価格安定　（法１２９条関係）

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

２　避難住民等の生活安定等

（１）被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

（２）公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

３　生活基盤等の確保

（１）水の安定的な供給

水道事業者として市は、安全衛生上の措置、被害状況に応じた供給停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

（２）公共的施設の適切な管理

下水道及び道路の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第１１章　特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

※　特殊標章等の意義について

１９４９年８月１２日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

（１）特殊標章等　（法１５８条関係）

①　特殊標章

第一追加議定書第６６条３に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

②　身分証明書

第一追加議定書第６６条３に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）。

③　識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。

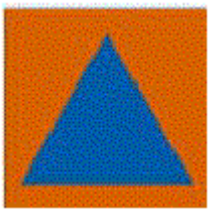

（オレンジ色地に青の正三角形）

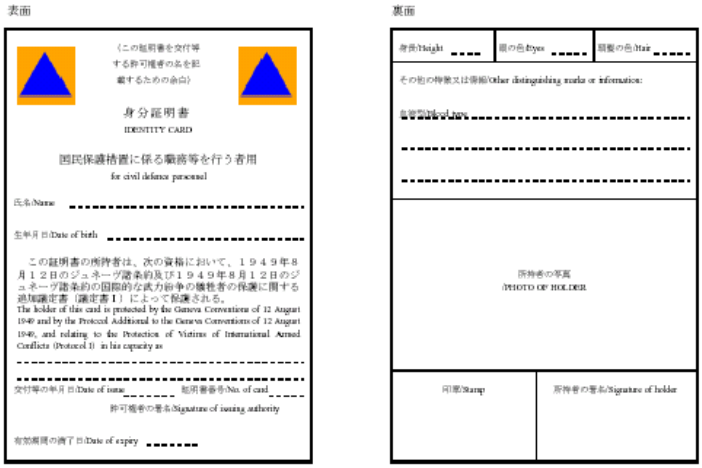

（日本工業規格Ａ７（横７４ミリメートル、縦１０５ミリメートル））

（身分証明書のひな型）

（２）特殊標章等の交付及び管理

市長及び消防長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成１７年８月２日閣副安危第３２１号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、特殊標章等を交付及び使用させる。

（３）特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。